

企業再生・債権管理ニュースレター

2015年4月号

賃借人の賃貸人に対する債権の保全

I. はじめに

II. モデルケース

III. 各債権の保全方法に関する検討

IV. まとめ

森・濱田松本法律事務所

弁護士 山崎 良太

TEL. 03 5223 7790

ryota.yamasaki@mhmjapan.com

弁護士 矢田 悠

TEL. 03 6266 8705

yu.yada@mhmjapan.com

弁護士 岡野 智

TEL. 03 6266 8962

satoshi.okano@mhmjapan.com

弁護士 谷津 拓哉

TEL. 03 6266 8991

takuya.yatsu@mhmjapan.com

I. はじめに

不動産賃貸借において、賃借人は、賃貸人に対し、賃料債務を負担する一方、敷金や建設協力金¹等の債権を有していることが多いが、これらの債権は、賃貸人が倒産した場合、原則として全額の弁済を受けられない倒産債権（破産債権、再生債権、更生債権）として扱われてしまう。そのため、賃借人としては、賃貸人が倒産した場合に備え、これらの債権を保全するための対策を採っておくことが重要である。

この点につき、近時、建設協力金と賃料を相殺する旨の合意に関して、高裁レベルで注目すべき判断が示された²（仙台高判平成25年2月13日判タ1391号211頁）（以下「本裁判例」という。）。

そこで、本号では、本裁判例をふまえつつ、以下のモデルケースを前提に、不動産賃貸借において賃貸人が倒産した場合に、賃借人が、自らが有する敷金返還請求権や建設協力金返還請求権をどのように保全すればよいかにつき検討を行う。また、債権保全という観点からは、賃借人は、金融機関等の担保権者と競合することが多く、その際の優先劣後関係にはわかりにくい面も多いことから、この点についても若干の解説を加える。

II. モデルケース

1. 事案の概要

¹ 賃借人が「保証金」名目の金銭を賃貸人に差し入れる場合もあるが、保証金には、①敷金としての性質を有するもの、②建設協力金と同様に貸金としての性質を有するものがある。後記のとおり、保証金の性質が①であるか②であるかによって賃貸人が倒産した場合の倒産手続上の扱いが異なるため、保証金を差し入れる場合には、契約内容等の定め方に注意が必要である。

² 本裁判例に対しては、上告・上告受理申立てがされているため、確定していない。

企業再生・債権管理ニュースレター

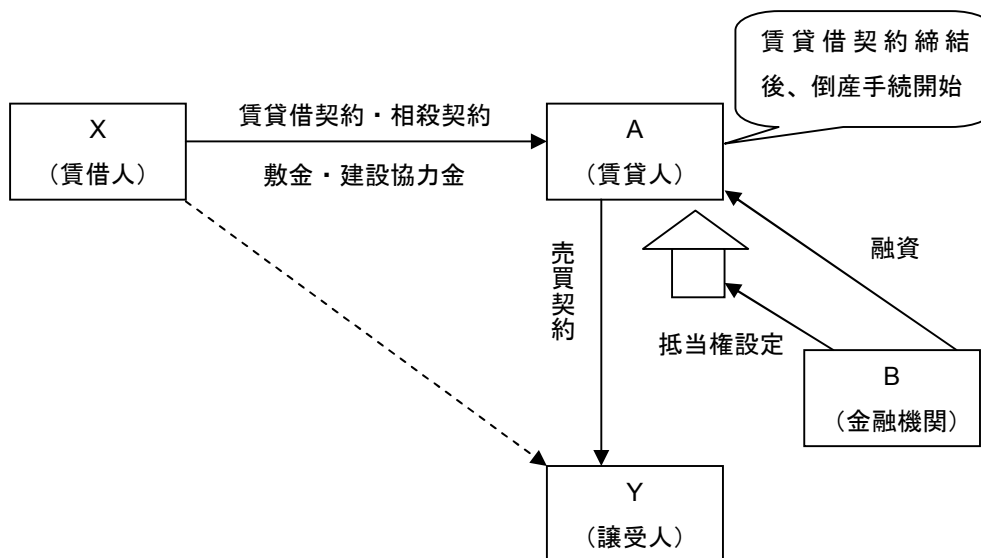
X（賃借人）が、A（賃貸人）との間で、Aの所有する建物（以下「本件建物」という。）について賃貸借契約を締結した。Xは、賃貸借契約に基づき、Aに対し、敷金及び建設協力金を支払い、Aは、Xに対し、本件建物を引き渡した。

Xは、賃貸借契約締結の際に、Aとの間で、建設時に提供を受けた建設協力金を建物完成後に月々一定額ずつ償還すると合意し、具体的には、月々の償還額を月々発生する賃料の一部と対当額で相殺することにより償還することとした。この相殺契約は賃貸借契約書に記載されている。

その後、Aは、金融機関であるBから融資を受け、Bに対し本件建物に抵当権を設定し、登記も行った。

ところが、数年後、Aの財産状況が悪化し、Aについて倒産手続が開始された。Aは、倒産手続開始後に、本件建物をYに売却した。

2. 関係図



Ⅲ. 各債権の保全方法に関する検討

1. 敷金返還請求権の保全

(1) 倒産手続における敷金返還請求権の保全

ア 破産手続—寄託請求権による敷金返還請求権の保護

敷金返還請求権は、賃貸借終了後目的物の明渡し時に、未払賃料や損害金等に充当され残額がある場合に、その残額について生ずる請求権である（最判昭和48年2月2日民集27巻1号80頁）。破産手続において、敷金返還請求権は停止条件付破産債権として扱われることから、通常は全額の弁済を受けることができない上、賃

企業再生・債権管理ニュースレター

貸借期間中は賃料債務と相殺できないため、相殺により優先的な回収を図ることもできない。そこで、その保全が実務上重要となる。

この点、破産手続においては、敷金返還請求権を有する者が賃料債務を弁済する場合、敷金額全額を限度として弁済額の寄託を請求することができる（破産法 70 条後段）。寄託請求をしておく、賃借人は、目的物の明渡しを完了する等して、敷金返還請求権を行使することができるようになった場合、敷金返還請求権が賃料債務に当然充当され、寄託金は賃借人に返還されることとなるため、敷金返還請求権を優先的に回収することができる。

このように、A が破産した場合には、敷金返還請求権を有する X は、賃料の弁済とあわせて寄託請求を行うことで、敷金返還請求権の保全を図ることができる。

イ 民事再生手続・会社更生手続—敷金返還請求権の共益債権化

民事再生手続・会社更生手続においても、破産手続と同様に、敷金返還請求権は再生債権・更生債権として扱われ、民事再生手続・会社更生手続上の制約を受ける上、賃料債務との相殺もできないため、相殺により優先的な回収を図ることもできない。そこで、その保全が実務上重要となる。

この点、民事再生手続・会社更生手続においては、敷金返還請求権を有する賃借人が、手続開始後に弁済期の到来した賃料債務を弁済した場合、敷金返還請求権は、手続開始時における賃料の 6 ヶ月分相当額を限度として共益債権となり、その限りで保全される（民事再生法 92 条 3 項、会社更生法 48 条 3 項）。

但し、下記 2 (1) イ記載のとおり、賃借人は、賃料債務（但し、6 ヶ月分の範囲内に限る。）を自己の有する敷金以外の債権と相殺することができることとされており、その場合には、相殺によって免れた賃料債務を控除した額が共益債権化の上限となる（同項括弧書）。すなわち、相殺によって免れる賃料債務と敷金返還請求権の共益債権化をもたらす賃料債務の合計額は、賃料債務の 6 ヶ月分を超えないものとされている（下記 2 (1) イ記載の「図 1」参照。）。

なお、賃料の不払いがある場合に共益債権化される範囲や、再生計画・更生計画により敷金返還請求権が権利変更される範囲については、様々な見解があり、その見解によっては保全される敷金返還請求権の範囲が異なる可能性がある点に留意が必要である。

(2) Y（譲受人）との関係における保全—譲受人への敷金返還債務の承継

最高裁判例は、賃貸目的物が譲渡された場合、賃借権に対抗力があれば、賃貸人たる地位が譲受人に移転し、これに伴って、敷金返還債務は、譲受人に当然承継されるとしている（最判昭和 44 年 7 月 17 日民集 23 卷 8 号 1610 頁）。したがって、破産手続、民事再生手続、会社更生手続のいずれの場合であっても、敷金返還債務は、譲受人に当然承継されると考えられている。また、その際、元の賃貸人との関係では倒産債権とされる敷金返還請求権であっても、譲受人との関係では通常の債

企業再生・債権管理ニュースレター

権として、その全額を請求することが可能というのが通説的な見解である。

モデルケースでは、X は、売買契約に先立ち、賃貸借契約に基づき本件建物の引渡しを受けているため、賃借権に対抗力が認められる（借地借家法 31 条 1 項）。よって、売買契約に伴い、賃貸人たる地位は Y に移転することになるため、X は、Y に対して敷金返還請求権を行使することができ、Y に十分な資力がある限り敷金全額を回収することができる。

問題は、再生計画案・更生計画案において、対象物件を第三者に売却することを規定しつつ、敷金の 6 ヶ月分は共益債権として保護し、残額は他の再生債権・更生債権と同様にカットすることが許容されるか否かである。これが許容される場合、売却が再生計画案・更生計画案の認可決定確定前になされるか、あるいは、確定後になされるかで、敷金債権者にとっては大きな違いがあることになる。認可決定確定前に物件が売却されれば、敷金は全額保護されることになるので、少なくとも敷金債権者にとっては破産手続で物件を売却させた方が遙かに有利ということになる。

清算価値保障原則との関係で、上記のような計画案が許容されるのか、という点は検討に値する問題であると考えられるが、他方で上記のような計画案が多く可決・認可されていることも事実である。

2. 建設協力金返還請求権の保全

(1) 建設協力金返還請求権と賃料の相殺の可否

ア 破産手続の場合

建設協力金返還請求権の法的性質は、その実質に鑑みて、貸金債権であるとされており、破産手続における破産債権に該当する（破産法 2 条 5 項）。また、建設協力金は、一定期間ごとに一定額を分割で弁済することが予定された確定期限付債権であるのが一般的であるため、賃貸人の破産手続開始により弁済期が到来したものとみなされる（現在化。破産法 103 条 3 項）。したがって、破産債権を自働債権とする相殺は、相殺禁止（破産法 71 条、72 条等）に該当しない限り認められる。

なお、本裁判例は、この点に関し、「破産財団に属する不動産の賃借人が破産債権者でもあるときは、賃貸借契約による債務負担自体が否認されるような場合を除き、将来賃料を受働債権とする相殺が許されるものと解され、その結果、他の債権者に不利益が生じることも許容されている」としている。

したがって、A が破産した場合、X は、建設協力金返還請求権を自働債権とし、賃料債権を受働債権として相殺することにより、建設協力金を保全することができる。

イ 民事再生手続・会社更生手続の場合

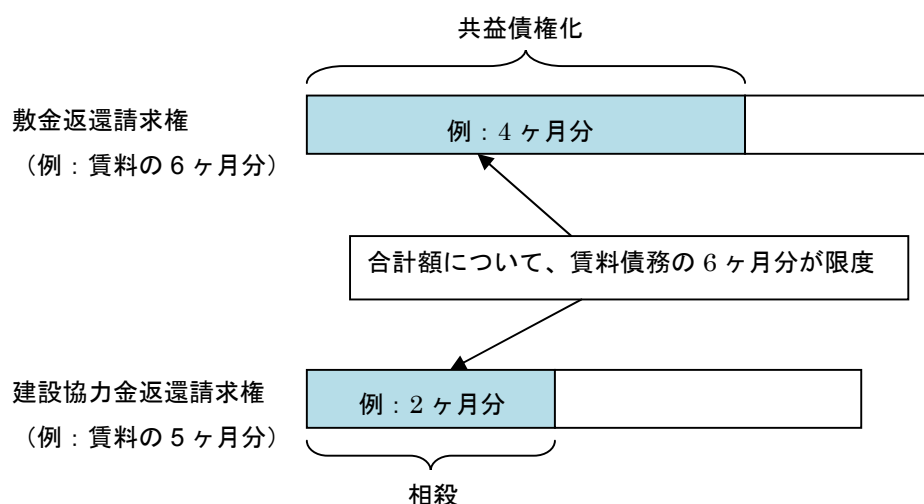
民事再生手続・会社更生手続においても、建設協力金返還請求権は、再生債権・更生債権に該当するため（民事再生法 84 条 1 項、会社更生法 2 条 8 項）、賃借人は、

企業再生・債権管理ニュースレター

相殺禁止（民事再生法 93 条、93 条の 2、会社更生法 49 条、49 条の 2 等）に該当しなければ、原則として、再生債権・更生債権を自働債権として相殺することができる。

もっとも、受働債権が賃料債権である場合には、相殺が制限されている。具体的には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務については、再生手続開始時における賃料の 6 ヶ月分に相当する額を限度として、かつ、債権届出期間内に限って、相殺が許される（民事再生法 92 条 2 項、会社更生法 48 条 2 項）。さらに、上記 1 (1) イ記載のとおり、相殺によって免れる賃料債務と敷金返還請求権の共益債権化をもたらす賃料債務の合計額は、賃料債務の 6 ヶ月分を超えないものとされている。民事再生手続や会社更生手続のような再建型の手続においては、相殺によって賃料収入を得られないことが再建の妨げになることを考慮し、このような制限が設けられている。この制限を図で表すと以下のとおりである。

【図 1】



なお、あらかじめ相殺契約がなされていた場合にも、基本的には上記の相殺制限の趣旨が及ぶものと考えられ、相殺契約についても、上記相殺制限の効力が及ぶ可能性がある。

以上のとおり、X としては、建設協力金返還請求権と賃料債権を相殺することによって債権を保全していくことが可能であるものの、その範囲は賃料 6 ヶ月分以内と限定されている。また、この相殺をすることにより、敷金返還請求権が共益債権化される範囲は縮小し、建設協力金による相殺とあわせて賃料の 6 ヶ月分が上限であることに注意を要する。

(2) Y（譲受人）との関係における保全—譲受人への建設協力金債務の不承継・相殺契約の効力が及ぶことによる保全の可能性

企業再生・債権管理ニュースレター

ア 破産手続の場合

(ア) 譲受人に対する建設協力金返還債務の不承継

最高裁判例は、敷金返還請求権と異なり、建設協力金については、賃貸目的物が譲渡された場合にも、譲受人は、特段の合意をしない限り建設協力金返還債務を承継しないとしている（最判昭和51年3月4日民集30巻2号25頁（以下「昭和51年最判」という。））。

よって、Yは、特段の合意をしない限り、建設協力金返還債務を承継せず、XはYに対して建設協力金返還請求権を行使して債権回収を図ることはできない。

(イ) 譲受人に対する相殺契約の効力の対抗の可否（本裁判例の要旨）

以上のとおり、建設協力金債務自体を譲受人に承継させることは困難であるものの、建設協力金と賃料を相殺することができ、その相殺の効力を譲受人に対抗することができれば、そのことを通じて、建設協力金の債権保全が可能となる。これを、一定の要件の下に認めたのが本裁判例である。以下、本裁判例の要旨を紹介する。

本裁判例は、賃貸人の特別清算手続中に³、目的物が第三者に譲渡された場合で、賃貸人と賃借人の間で建設協力金と賃料につきあらかじめ相殺契約が締結されていた場合の譲受人に対する相殺契約の効力の承継の有無について判断している。

本裁判例は、まず、賃貸人たる地位が移転した場合の承継の範囲について、「建物の賃貸借契約が当該建物について権利を取得した者に対抗できる場合において、その者に効力を及ぼすべき賃貸借契約の内容は、従前の賃貸借契約のすべてにわたるものである」と判示している⁴。

モデルケースでも、Xの賃借権は対抗力を有しているため、売買契約により、YはAより賃貸人たる地位を承継することになる。したがって、Yは、XA間の「賃貸借契約のすべて」を承継することになる。

そこで次に、相殺契約の効力がXA間の「賃貸借契約のすべて」に含まれ、XがYに対し相殺契約の効力を対抗することができるのか否かが問題になる。

この点について、本裁判例は、相殺契約は、賃貸借契約の一環として定められたものであるから、賃貸借契約の内容をなすものと認められると判断している。すなわち、相殺契約が賃貸借契約の内容であるとする、賃貸人たる地位の移転に伴い、賃貸借契約の内容すべてが譲受人に承継されるものであるから、賃貸借契約の内容である相殺契約についても、譲受人に対しても効力を有し、相殺契約に基づく相殺を主張することができるとしたのである。

³ 本裁判例は、特別清算手続と破産手続の関係について、特別清算手続は、破産法と同様の清算型の倒産手続で、会社法574条により破産手続への移行も予定されている手続であり、破産法における解釈と異なる解釈を採るべき理由も見当たらないから、特別清算手続においても、破産法と同様の解釈を採るべきであると判断している。以下では、こうした本裁判例の立場を前提に議論している。

⁴ 最判昭和38年1月18日民集17巻1号12頁が参照すべき判例として挙げられている。

企業再生・債権管理ニュースレター

前記アのとおり、譲受人は特段の合意をしない限り建設協力金返還債務を承継しないと判示した昭和51年最判とは実質的に反対の帰結となるため、相殺契約の効力が及ぶとの結論には異論もありうるところであるが⁵、本裁判例は、昭和51年最判との関係については、「建築協力金等の返還債務を承継するか否かと旧貸借人と賃借人との間でされた建築協力金等と賃料との相殺契約の効力が新所有者に及ぶか否かとは次元を異にする問題」であるとしている。

したがって、本裁判例によれば、Xは、Yに対し相殺契約の効力を主張することができ、建設協力金返還請求権の保全を図ることができる。

(ウ) 譲受人に効力が及ぶとされる相殺契約の要素（本裁判例の射程）

本裁判例のポイントは、相殺契約が賃貸借契約の内容をなすとして譲受人に対する相殺契約の効力の承継を認めた点にある。そこで、いかなる相殺契約を締結した場合に、それが賃貸借契約の内容となるのかについて、本裁判例をふまえて検討する。

本裁判例の相殺契約の内容は、モデルケースと同様、賃借人が、賃貸借契約締結の際に、貸借人との間で、毎月末日に、建設協力金のうち一定の金額（償還金額）と賃料とを対当額で順次相殺する旨の契約をし、その旨を賃貸借契約書に記載したというものであった。

このような相殺契約は、「改めて相殺の意思表示を要することなく、各月の賃料債務の発生と支払期日の到来を条件として、本件賃料と本件償還金額とを対当額で順次相殺し、被控訴人が支払義務を負う賃料の金額を本件賃料から本件償還金額を控除した残額に減額する効果を有する停止条件付きの相殺契約」であると判断されている。

本裁判例においては、上記のような停止条件付相殺契約について、以下の要素から、相殺契約と賃貸借契約の密接な関係を認め、相殺契約も賃貸借契約と一体となってその内容を構成しているものと判断している。

- ・ 相殺契約が、賃貸借契約と同時に合意されていること
- ・ 相殺契約が、賃貸借契約書的一条項として、同一の書面に記載されていること
- ・ 相殺契約が、実質的には賃料の金額ないし支払方法に関する合意の性格を有していること

本裁判例の判断をふまえると、相殺契約の効力が賃貸目的物の譲受人に及ぶか否かを判断するにあたっては、(i) 相殺契約の締結時期、(ii) 賃貸借契約書中の相殺契約の記載の有無、(iii) 相殺と賃料額の関連性の強弱等が重要な判断要素になると思われる。

したがって、例えば、相殺契約の締結時点と賃貸借契約の締結時点が異なる場

⁵ 伊藤眞『破産法・民事再生法（第3版）』367頁（2014・有斐閣）。

企業再生・債権管理ニュースレター

合や、賃貸借契約書とは別の書面によって相殺契約が締結された場合、相殺契約と賃貸借契約の関連性が弱い場合等には、本裁判例の射程は及ばず、譲受人に相殺契約の効力が及ばない可能性も考えられる。

イ 民事再生手続・会社更生手続の場合

賃貸目的物の譲受人が特段の合意をしない限り建設協力金の返還債務は承継しないことは、破産手続の場合と同様である。

他方、一定の場合に相殺契約の効力が賃貸目的物の譲受人に及ぶとした本裁判例の射程が、民事再生手続・会社更生手続にも及ぶかについては、清算型手続と再建型手続の相違から慎重な検討を要する。

上記(1)イ記載のとおり、民事再生法・会社更生法は、賃料を受働債権とする相殺を制限することにより債務者に再建のための資金(賃料収入)を現実取得させることを重視している。この趣旨が、賃貸目的物が譲渡された場合の譲渡代金の取得についても同様に及ぶとすると、譲受人との関係でも、相殺契約の効力が制限される可能性がある。相殺契約の効力が譲受人に及ぶことを前提とした場合、譲受人が支払う譲渡代金はその分減少することとなるのが通常であるが、その場合、実質的に賃料を受働債権とする相殺を制限した法の趣旨の潜脱となると解される可能性があるからである。他方で、建設協力金債権者の立場からすれば、清算手続である特別清算や破産において相殺の効力が維持されるのであれば、清算価値保障原則との関係で、民事再生手続・会社更生手続においても当然に相殺の効力は維持されるべきとの立論も考えられよう。

3. 金融機関等の担保権者と競合した場合の相殺の優先関係

賃貸不動産には、金融機関を中心に、抵当権等の担保権が設定されていることも多く、賃貸人の倒産時には金融機関の担保権と賃借人の賃料による相殺との優劣が問題となることが少なくない。

特に、金融機関が抵当権に基づき賃貸人の賃料債権に物上代位した場合、これと賃借人による相殺との優劣の判断基準が問題となる。

最高裁は、抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の賃借人は、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、抵当権者に対抗することはできないと判示している(最判平成13年3月13日民集55巻2号363頁)。

したがって、賃借人の相殺と抵当権者の物上代位の優劣は、いわゆる対抗問題となり、抵当権者が賃料債権を差押えした後は、抵当権設定登記と自働債権(賃借人の建設協力金返還請求権等)の取得の先後によって判断される。

そのため、賃借人の立場からは、賃貸借契約締結及び建設協力金等の支払の際に、目的不動産の登記簿等から抵当権設定の有無を確認することが重要となる。

企業再生・債権管理ニュースレター

他方、金融機関の立場からは、賃借人が建設協力金等の自働債権を有しているかは公示されておらず、抵当権設定時にこの点を厳密に確認することは難しい場合もある。こうした問題に対処するために、賃貸（予定）不動産を担保として融資を実行する際には、（同不動産に紐づいたローン以外の場合であっても）ローン契約においてコベナンツ条項等を設けることにより、融資先（賃貸人）に対して対象不動産の賃貸借契約に関する報告や情報提供等を要求することが必要であるといえる。

IV. まとめ

以上述べてきたとおり、賃借人の有する債権は、倒産手続による制限を受けるものの、一般の倒産債権と異なり一定の場合には優先的に回収することができる可能性を有するものである。

すなわち、敷金返還請求権は、破産手続においては、建物明渡し時に寄託金を回収することにより保全するために、賃料を弁済する際に寄託請求を併せて行っておくことが有効である。他方、民事再生手続・会社更生手続においては、寄託請求権はなく、賃料の6ヶ月分について敷金返還請求権が共益債権化されるに過ぎない。また、建設協力金等の他の債権と賃料債務を相殺する場合には、敷金返還請求権が共益債権化される範囲が狭くなる（合計して賃料の6ヶ月分まで）ことにも注意を要する。

なお、仮に、敷金返還請求権について（建設協力金返還請求権についての相殺契約と同様に）賃料との相殺契約を締結すると、本来、賃貸目的物の明渡し後に発生すべき敷金としての性質が弱まってしまい、実質的に（建設協力金と同様の）貸金として扱われて「敷金」としての保護を受けることができなくなってしまうリスクがあることにも留意が必要である。すなわち、敷金についてあらかじめ相殺契約を締結する場合、寄託請求や共益債権化等による保護を受けられなくなるリスクがあるといえ、そのことを考慮した上で、相殺契約の要否及び内容を検討する必要がある。

建設協力金返還請求権については、目的不動産が譲渡される可能性もふまつつ、建設協力金返還請求権と将来の賃料を相殺する旨の相殺契約をあらかじめ合意しておくことが重要である。もっとも、その合意が、譲受人にも承継される内容のものとなっていなければならない。本裁判例をふまえ、(i) 賃貸借契約の締結と同時に相殺契約を締結したといえるか (ii) 賃貸借契約書中に相殺契約を記載しているか、(iii) 相殺契約の内容について、賃料の金額ないし支払方法の決定に関連付ける等賃貸借契約と密接に関係する内容となっているか、といった重要なポイントをふまえて締結する必要がある。

他方、再建型である民事再生手続や会社更生手続においては、債務者の手元資金の確保という法の趣旨（に起因する相殺契約の効力に関する見通し）もふまえた考慮をする必要があり、より一層、慎重な判断が必要となる。

企業再生・債権管理ニュースレター

セミナー情報

- セミナー 『契約条項の基本と実務』
開催日時 2015年4月23日(木) 13:30~16:30
講師 井上 愛朗

文献情報

- 本 『倒産法全書 上巻・下巻〔第2版〕』(2014年6月刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 藤原 総一郎 (監修)、早川 学 (共著)、荒井 正児 (共著)、井上 愛朗 (共著)、山崎 良太 (共著)、信國 篤慶 (共著)、稲生 隆浩 (共著)、濱 史子 (共著)
- 本 『あるべき私的整理手続の実務』(2014年9月刊)
(第Ⅲ編 第3章「適正な再建手続」を執筆)
出版社 民事法研究会
著者 井上 愛朗 (共著)
- 本 『DES・DDSの実務〔第3版〕』(2014年11月刊)
出版社 金融財政事情研究会
著者 藤原 総一郎 (編著)、山崎 良太 (共著)、稲生 隆浩 (共著)
- 本 『実務に効く 事業再生判例精選〔初版〕』(2014年11月刊)
雑誌名 ジュリスト増刊
著者 藤原 総一郎、浅井 大輔 (共著)
- 本 『民事手続の現代的使命-伊藤眞先生古稀祝賀論文集』(2015年2月刊)
(「個人破産申立て代理人弁護士の成功報酬と免責」を執筆)
出版社 有斐閣
著者 高橋 宏志 (共著)
- 論文 「債権法改正と銀行業務への影響」
雑誌名 銀行実務 Vol.45 No.4
著者 有井 友臣 (共著)

NEWS

- **バンコクオフィス業務開始のお知らせ**
当事務所は、2012年にシンガポールオフィス、2014年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダ

企業再生・債権管理ニュースレター

一案件の経験を活かして、クライアントの皆様にはリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを開けることを決定し、2015年4月1日より開業いたしました。

バンコクオフィスでは、35年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米 正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、そして新たに加わるバンコクの各オフィス・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

➤ **Chambers Asia 2015 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia 2015 で、当事務所は Restructuring/Insolvency の分野を含む 13 の分野で上位グループにランキングされ、29名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

➤ **Chambers Global 2015 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2015 で、当事務所は Dispute Resolution の分野で上位グループにランキングされ、24名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ、ニュースレターのバックナンバーのご希望などは下記まで)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com